

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

滞納は電話で催告

Q : 税金の滞納者への催告が、文書ではなく直接電話で行われるようになって聞いたのですが、本当でしょうか。

A : 国税庁では、コンピュータを活用した集中電話催告システムの導入を検討中です。

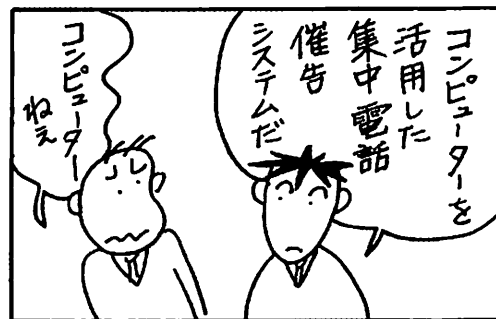
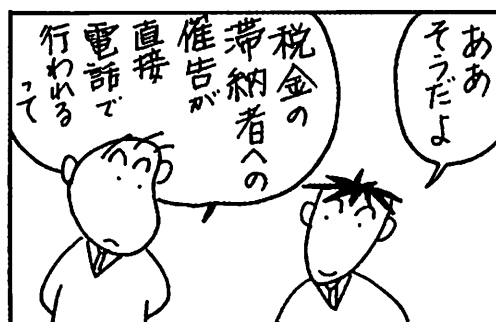
【解説】

現在の滞納への対処は、文書で2度催告を行った後に、担当職員が電話又は実際に訪問、納税を促すといったシステムになっています。

消費税を中心に増加傾向にある滞納の現状を改善するため、国税庁では、コンピュータを活用した集中電話催告システム（TAX COLLECTIONS CALL SYSTEM（仮称）、略称TaCCS（タックス））の導入に向け、パソコンを使用した電話催告業務の試行を、5月6月の2ヶ月間実施しています。

これは、新規の少額滞納については、督促状ではなく、発生初期に集中的に直接職員が電話し、その効率や納税者の反応を確認するためのもので、試行するのは、各局1署（熊本のみ2署）です。試行署の4月5月督促分の新規発生滞納事案の全件（申告所得税、消費税を中心に全税目）が対象となります。

今回の試行では、オートダイヤル機能付の電話催告専用パソコンを活用し、パソコンに納税者名と連絡先、その滞納額や納税期日等の必要なデータを入力、オートダイヤルで滞納者に電話がつながると、画面上に滞納者のデータ並びに滞納者へ提供すべき情報を表示する仕組みになっており、担当者は画面を見ながら、直接電話で滞納者に催告を行います。



KIMIYO-I